

2015年6月29日、安全保障理事会第7475回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンにおける状況に関する安保理の全ての従前の諸決議および議長諸声明を再確認しそしてこれらの完全な遵守の重要性を強調し、

スーダンの主権、統一、独立および領土保全に対する安保理の強い公約並びにスーダンにおける様々な課題に取り組むことを支援するため、その主権を十分に尊重して、スーダン政府と協働する安保理の決意を再確認し、

同地域の国家間における国際紛争の平和的解決、善隣、不干渉および協力の原則の重要性を想起し、

当事国の同意、中立性および自衛並びに職務権限の防衛を除く外、武力の不行使を含む平和維持活動の基本的原則を再確認し、そして各平和維持活動の職務権限は、関係国に対して限定的であることを認識し、

女性、平和および安全に関する、子どもと武力紛争に関する、人道および国際連合要員の保護に関する、そして武力紛争下の文民の保護に関する安保理の全ての関連する諸決議を想起し、

全体的に今までのところ 2015 年のダルフルにおける治安状況の重大な悪化および文民、とりわけ女性と子どもに対するこの重大な悪影響、とりわけ政府軍と叛徒武装集団との間の敵対行為の著しい段階的拡大を通じた、並びに土地についての共同体の間の紛争の段階的拡大、資源へのアクセス、移民問題および準軍事部隊と部族の民兵の関与したものを含む、部族間の敵対そして地域住民を対象とした犯罪行為や山賊行為の増加に深い懸念を表明し、叛徒集団および政府軍による攻撃、スーダン政府による空爆、部族間の戦い、山賊行為や犯罪行為の様な悪化している治安状況が、文民を脅かし続けていることに深い懸念を表明し、そしてダルフルにおける紛争の全ての当事者が、文民、平和維持要員およ

び人道要員に対する攻撃を含む、暴力を直ちに終わらせるという安保理の要求をくり返し表明し、

これに関連して、ダルフルール国連・AU 合同ミッション (UNAMID) が集めた、北ダルフルールのキリギヤチ近くで2発のクラスター爆弾が空中から投下されたという証拠に懸念を表明し、UNAMID がそれを安全に処分したことに留意し、そしてクラスター弾の使用を直ちに調査するというスーダン政府に対する事務総長の呼びかけをくり返し表明し、

国際人道法の違反および人権違反や侵害に対して責任を有する者は、責任を問われなければならないことまた人道に対する罪や戦争犯罪からの保護を含んで、スーダン政府がその領域内にいるまたその管轄権の対象となる文民を保護する主要な責任を負っていることを強調し、

安保理決議 2117 (2013) を想起しそして小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用をもたらすダルフルールにおける平和と安全に対する脅威に、そして不発弾により与えられた文民に対する継続的脅威に、懸念を表明し、

2014 年に 430,000 人が新しく移送され、その 300,000 人近くがその家に帰ることができず、250 万人の長期の国内避難民 (IDPs) の総数および 440 万人の人道支援を必要としている人々の総数で、2014年と今までのところの2015年における住民の移送の著しい増加および人道支援と保護の必要性の必然的な増加に深い懸念を表明し、

必要としている住民への人道支援の妨げられないアクセスおよび人道要員と自らの支配の下にある地区におけるその活動の保護を確実にし、並びに UNAMID の職務権限の行使においてダルフルールのあらゆる地区およびあらゆる時のその妨げられない移動の自由を保証する、ドーハ・ダルフルール和平文書 (DDPD) に対してスーダン政府およびその他の署名者によりなされた公約を想起し、そして DDPD の実施を評価することにおける履行フォローアップ委員会 (IFC) の役割を更に想起し、

アクセスの継続的拒否および人道関係者に課された制限が、人道支援の提供における著しい格差を残していることに懸念を表明し、スーダン政府に対し、人道関係者が、基本的必要性に対処することを支援して仕事ができることを確保することを求め、

資金供与者、ダルフル地域当局およびスーダン政府に対し、必要としている者に達するのに必要な財政的資源を提供することを求め、

ダルフルにおける紛争に軍事的解決はありえないこと、そして包摂的な政治的解決が平和の再確立に不可欠であることをくり返し表明し、そしてダルフルの人々にとっての本当の利益を迅速に提供すべきである、持続可能な平和を探索することにおける紛争の根本原因に十分に対処することの重要性を強調し、これに関連してダルフルにおける和平プロセスのための実行可能な枠組としての DDPD に対するまたその加速された実施、並びに AU ハイレベル履行パネルが仲介した和平会談、そしてスーダンにおける包摂的な、包括的なまた国民が所有する国民対話のための基礎を敷くためのあらゆる信頼に足る運動に対する安保理の支援をくり返し表明し

幾つかの武装集団が、和平プロセスを妨害しておりまた暴力に訴え続けていたという事実に憂慮し、JEM—ジブリール軍により 2013 年 5 月に捕虜になった、ムハンマド・バシヤール運動の元構成員の解放を求める安保理の要求をくり返し表明し、そしてスーダン政府の力による転覆を目的としたあらゆる武装集団によるあらゆる行動を非難し、

DDPD の実施における進展を促進する UNAMID の能力は、政府と非署名運動との間の包摂的な政治的解決の遅れと政治的解決がないことにより邪魔されていることに留意し、署名当事者に対し、DDPD を完全に実施するために残されている必要な措置を講じることを促し、人道および安全状況並びにダルフル地方当局の能力の欠如が、救済から安定および開発活動への移行を妨げていることに懸念を表明し、資金供与者およびスーダン政府に対し、2013 年 4 月にドーハにおける会議で為された公約を含む、時宜を得たやり方でその誓約を守りまたその義務を果たすことを促し、そして開発がダルフルにおける永続する平和を支援できることを確認し、

地方の紛争解決制度が、天然資源についての紛争を含む、共同体の間の紛争を予防することや解決することにおいて重要な役割を果たすことに留意し、地方の一般住民へのその対応する影響と共に、暴力を導き出す地方紛争を防止する効果的な取組の強化増大を促し、UNAMID および国連国別現地チーム (UNCT) からの支援を得て、部族間の戦いを仲介するスーダン当局と地方の仲介者の取組を承認し、そして彼らの継続的活動を促し、

ダルフールにおける紛争の根本原因に対処しそして二つの仲介のフォーラムのチャド大統領、イドリス・デビー・イトゥノによる招集を含む、持続可能な平和を促進する、スーダン政府との緊密な交流において遂行された、地域的やその他の活動を歓迎し、合同特別代表（JSR）の取組を得たそのような活動の十分な調整を奨励し、そして和平プロセスを活性化しそしてその包含性を増加する国際的な、地域的なそして国の取組に対する支援を通したものを含む、ダルフールにおける平和、安定および安全を確保するための JSR の取組を称賛し、

国際の平和および安全の維持に対する安全保障理事会の主要な責任を害することなしに、アフリカにおける、とりわけスーダンにおける、平和および安全の維持に関する、国際連合憲章の第VIII章に適合する、国際連合とアフリカ連合（AU）との間の協力の重要性を強調し、

全ての当事者に対し、国際人権法および国際人道法の下での自らの義務を遵守することを求め、ダルフールにおいて全ての当事者により犯された犯罪の説明責任を確保しそして実行者を訴追することを通したものを含んで、刑事責任の免除を終わらせることに安保理が付け加えた重要性を強調し、スーダン政府に対し、この点で自らの義務を遵守することを促し、スーダン政府により任命されたダルフール担当特別検察官による現行の調査を歓迎しそしてこれに関連する更なる進展の必要性を強調し、特別法廷の手続の UNAMID とアフリカ連合の意見を求めて提供する了解覚書案についての迅速な進展に対する呼びかけをくり返し表明し、そしてスーダン政府に対し迅速に、UNAMID に対する攻撃を調査しそして実行者を訴追することを求め、

全体としてのスーダン並びに同地域の安定についてのダルフールにおける現行の暴力の悪影響について安保理の懸念を再確認し、国境管理を含む、スーダンとチャドとの間の現行の良好な関係を歓迎し、そしてスーダン、チャドおよび中央アフリカ共和国に対し、ダルフールおよびより広い地域における平和と安定を達成するため協力することを続けることを奨励し、

ダルフールにおける平和と安定を促進することに、向けた UNAMID の取組を称賛し、そして UNAMID に対する安保理の完全な支持をくり返し表明し、

UNAMID に関する 2015 年 5 月 26 日の事務総長報告書（S/2015/378）並びに 2015 年 3 月 13 日の事務総長特別報告書（S/2015/163）を歓迎し、

UNAMID による報告中の問題、および報告のごまかしの申立への 2014 年 7 月 2 日の事務総長により依頼された再検討の完了に留意し、そして再検討に含まれた勧告および結論並びにこの問題に対処するための措置の継続的実行を歓迎し、

スーダンにおける事態が国際の平和および安全に対する脅威を構成することを認定し、

1. 2016 年 6 月 30 日まで、決議 1769 に規定されたような、UNAMID の職務権限を延長することを決定し、そして UNAMID が、上限 15,845 名の軍事要員、1,583 名の警察要員およびそれぞれ上限 140 名の 13 の編成された警察部隊で構成するものとするを更に決定する。

2. 達成条件に関する進展の欠如および治安状況の著しい悪化の文脈において、決議 2148 (2014) の第 4 項に規定されたような UNAMID の改訂された戦略的優先事項、すなわち、文民の保護、人道援助の提供および人道要員の安全並びに防護の促進、国のレベルにおける現在進行中の民主的変革を考慮すると同時に、DDPD に基づくスーダン政府と非署名武装運動との間の仲介、および国連国別現地チームと協力して、その根本原因に対処する措置を通したものを含んで、共同体の紛争の仲介に対する支援、についての安保理の是認をくり返し表明し、そして決議 2113 (2014) に従って実行された UNAMID の再検討を実施するために UNAMID により今までに講じられた措置を歓迎し、そして UNAMID が、全てのその活動を合わせまたこれらの優先事項の達成にその資源の使用を注ぎ続けそしてこれらの優先事項に合っていない全てのその他の任務を中止しそしてそれに応じて任務を合理化し続けることを要請し、また UNAMID の再検討を実施するため UNAMID と UNCT との間の任務の適切な分配および調整の重要性を強調する。

3. UNAMID の職務権限は、2007 年 6 月 5 日の事務総長およびアフリカ連合委員会委員長の報告書(S/2007/307/Rev.1)の第 54 と 55 項において規定されたものとするを決定した、決議 1769(2007)において承認された、UNAMID の職務権限と任務の一定の要素、すなわち同報告書の第 54 項(g)および(h)、第 55 項(a)(v)、55 項(b)(ii-iii)、55 項(b)(v)、55 項(b)(x)並びに 55 項(c)(iii-iv)に列挙されたもの、は、もはや関連がないか、または比較優位を持つその他の組織により遂行されるかまたは直ぐの移行のいずれかになることに留意する。

4. UNAMID は、以下に対する利用可能な能力と資源の使用についての決定において優先権を与え続けなければならない。(a) 平和維持活動の基本原則を害することなしに、特に、その優先事項の遂行においてまたその職務権限の積極的な防衛において、より予防的でまた先制的な態度に移動することを通じた、女性および子どもを含む、ダルフール中の文民の保護；強化された早期警戒；紛争が多発したそして IDP s の集中の高い地区における主体的な展開および積極的且つ効果的な巡視；UNAMID 部隊の地理的展開の定期的な再検討を通じたものを含んで、文民に対する暴力の脅威に対するより迅速且つ効果的な対応；地域の巡視の開発および訓練を含む、IDP キャンプ、近隣地区および帰還地区を安全にすること；そして(b) 国際法の関連規定および人道援助に関する国連指導原則に従った安全、時宜を得たそして妨害のない人道的アクセス、および人道要員と活動の安全および防護を確保すること。また、UNAMID に対し、これらの目的の達成のためその任務全体の包括的な戦略の実施において、UNCT およびその他の国際的なまた非政府の関係者と協力して、その能力の使用を最大化することを要請する。

5. スーダン政府の主要な責任を害することなく文民を保護しまた UNAMID 自身の要員と人道支援要員の移動の自由と安全を確実にするその主要な任務を提供する、決議 1769 (2007) において示された、UNAMID の第VII章の任務を強調し、UNAMID が、この任務の遂行においてあらゆる必要な行動を取ることが承認されていることを想起し、そして UNAMID に対し、自らおよびその任務に対するあらゆる脅威を思いとどまらせることを促す。

6. 徐々に発展している治安状況の文脈において、ミッションのあらゆる工夫は、達成条件に対する進展および現場の条件に基づくべきであり、そして徐々に、段階的に実行された、柔軟なそして可逆的なやり方で実行されるべきことを強調する。

7. 非署名運動の新たな関与を通じたものを含む、ダルフール和平プロセスの AU と国際連合の促進のための枠組により指導された、和平プロセスを活性化しそしてその包含性を増加する、合同特別代表 (JSR) の取組を称賛し、その仲介努力に同時性をもたせることとスーダン政府とダルフールの武装運動との間の直接交渉に進展を生み出すことにおける AU ハイレベル履行パネルとスーダンおよび南スーダン担当国際連合特使との JSR の強化された調整の重要性を強調する。

8. スーダンの戦闘員一解放と正義運動および正義と平等運動に対する治安取極の完了および二つ

の政党への解放と正義運動の転向、スーダンの権力構造への元叛徒の統合を含む、DDPD の幾つかの要素の実施において進展が為されたことを歓迎するがしかし DDPD の全体的な実施に重大な遅れが続いていることを憂慮し、そしてまた署名当事者に対し、その下で設立された機関がその職務権限を実施するため資金の援助を受けまた権限と能力が与えられていることを確実にすることを含んで、DDPD 全てを実施することを促し、非署名武装集団が DDPD の実施を妨害することを自制することを要求し、そしてその更新された戦略的優先事項に従った UNAMID と UNCT に対し、DDPD の実施の支援に十分に従事し続けることを促す。

9. とりわけ全ての非署名武装集団を含む、ダルフルールにおける紛争の全ての当事者およびその他の集団が、あらゆる暴力行為を直ちに止め、そして同地域に安定したまた永続的な平和をもたらすため、持続的なまた永続的な停戦を確約することを要求する。

10. 女性および IDP s の完全且つ効果的な参加を含む、参加者の市民的および政治的権利に対する十分な尊重を伴った包摂的な環境で行われるダルフルールに基礎を置く内部対話に対する安保理の支持を再確認し、5月26日のダルフルール内部対話(DIDC)の第一段階の成功裡の完了を歓迎し、DIDCの資金調達への貢献の一部としてスーダン政府による250万アメリカドルの譲渡を更に歓迎し、広く行き渡っているおよび適切な資金調達の不足が、DIDCの将来の段階の効果的な実施を損ない得ることに懸念を表明し、スーダン政府および武装集団に対し、実施に必要な環境を確保することを求め、そしてUNAMIDに対し、DIDCおよびそのための全体的な環境の発展について、支援し、監視しそして報告することを続けることを要請する。

11. 文民に影響する部族間の衝突、犯罪行為や山賊行為を緊急に終わらせることを求め、和解と対話を更に求め、そしてUNAMIDに対し、市民社会制度を含む、地域紛争解決制度を支援し続けることを要請する。

12. 武器、とりわけ小型武器の拡散について深い懸念を表明しそしてUNAMIDに対し、その活動を促進するため決議1591(2005)により設立された専門家パネルとこの文脈で協力し続けることを要請する。

13. UNAMIDの部隊および警察要員提供諸国を称賛し、ある進展が、部隊所有の装備と自己維持

の不足に対処することにおいて行われてきたことを歓迎するが、しかし不足が残っていることに懸念を表明し、そして優先的な保護任務を遂行する適切な訓練および資源を提供することによるものを含んで、そのような不足、特に派遣部隊の一時的展開能力および長期の巡視を実施する能力にとって必要な分野におけるもの、に対処する UNAMID、事務局そして部隊および警察要員提供諸国による継続的取組を求める。

14. UNAMID に対するあらゆる攻撃を強く非難し、UNAMID に対するあらゆる攻撃または攻撃の脅威は受け入れられないことを強調し、そのような攻撃の再発がないことまた迅速且つ徹底した調査の後に責任を有する者が責任を問われることを要求し、UNAMID に対し、国連要員および装備を保護するためその交戦規則の範囲内であらゆる必要な措置を講じることを促し、平和維持要員を攻撃した者に対する現行の刑事責任の免除を非難し、そしてこれに関連してスーダン政府に対し、何らかのそのような犯罪のあらゆる実行者を訴追するためその最善を尽くすことまたこの目的のために UNAMID と協力することを促す。

15. 不安、犯罪行為および政府軍、武装運動および民兵集団による著しい移動制限により引き起こされた、移動およびアクセスの制限を含む、UNAMID の職務権限の実施におけるそれに対する妨害が残っていることに安保理の深い懸念をくり返し表明し、ダルフールにおける全ての当事者に対し、その安全および移動の自由を確保することによるものを含んで、UNAMID の職務権限のその十分且つ適切な遂行に対するあらゆる傷害を取り除くことを求め、そしてこれに関連して、スーダン政府が、完全且つ遅滞なく、部隊の地位協定、特に紛争の影響を受けた地区の巡視の移動および飛行許可に関連する規定、並びに UNAMID の航空資産の使用に対する障害の除去に関する規定を遵守すること、そしてスーダンへの通関港における UNAMID の装備の時宜を得た処理、を要求する。

16. ダルフールにおける全ての当事者が、文民、平和維持要員および人道支援要員を標的とした攻撃を直ちに終わらせ、そして国際人権法および人道法の下での自らの義務を遵守することを要求し、また国際人道法のあらゆる違反および人権の違反と侵害についての安保理の非難を確認する。

17. ダルフールにおける悪化している人道状況、および人道援助要員や施設に対する脅威や攻撃に深刻な懸念を表明し、脆弱な住民が規制されたまま居住している紛争地区へのアクセスおよび政府軍、武装運動そして民兵集団による危険、犯罪行為や移動の制限により、北部および中部ダルフール並びに



当時のジェベル・マラにおけるものを含む、幾つかの紛争地区は物が入手しにくいことに懸念を表明し、人道組織が、ダルフルールにおいて援助を必要としている多くの人々に対し援助を提供することができたことを歓迎し、増加している危険、人道支援職員に対する攻撃、紛争当事者によるアクセスの拒否そしてスーダン政府により課された官僚的障害に由来するダルフルールにおける人道アクセスに関する継続した制限を憂慮し、人道関係者のための資金提供の不十分な利用可能性についての懸念を更に表明し、人道組織に対する時宜を得た査証や渡航許可の発行の必要性を強調し、そしてスーダン政府、全ての民兵、武装集団および全てのその他の利害関係者が、人道組織および援助要員の安全な、時宜を得たそして妨害のないアクセス、並びに国際法の関連諸規定および人道、公平、中立および独立を含む、国際連合人道援助指導原則に従った、必要としている住民に対する人道援助の提供を確保することを要求する。

18. 裁判外の殺人、武力の過剰な使用、文民の拉致、性的およびジェンダーに基づく暴力行為、子どもに対する侵害および虐待、並びに恣意的な逮捕および拘禁に関するものを含む、ダルフルールにおけるまたダルフルールに関する増加している人権違反および侵害を非難し、スーダン政府に対し、そのような違反や侵害の申立を調査しそして責任を有する者を訴追することを求め、市民社会の構成員および IDP s を含む、そのように拘禁された全ての者の状況について深い懸念を表明し、そのような事例を監視する UNAMID やその他の関連する組織の能力を、その現在の職務権限の範囲内で、確保することの重要性を強調し、そしてこれに関連して、スーダン政府に対し、この目標の遂行に向けて UNAMID と一層協力を拡大することそして犠牲者に対し説明責任と司法へのアクセスを提供することを促し、スーダン政府に対し、ダルフルールにおける緊急事態を解除するその公約を遂行すること、全ての政治犯を釈放することそして自由な表現を認めることを含む、その義務を十分に尊重することを求める。

19. UNAMID に対し、女性および子どもに対して犯されたものおよび国際人道法違反を含む、人権の侵害および違反を監視し、検証しそして当局の注意を払うことを要請し、そして事務総長の定期的な 90 日毎の報告書の一部として、この問題について安保理への事務総長による向上した、詳細な、完全な且つ公の報告を更に要請する。

20. UNAMID に対し、国際連合以外の治安部隊に対して提供されたあらゆる支援は、国際連合以外の治安部隊に対する国際連合支援についての人権デュー・ディリジェンス政策 (HRDDP) を厳格に遵守して提供されることを確保することを要請し、そして事務総長に対し、安全保障理事会への彼の報告書にこの政策を実施することにおいて為された進展を含めることを要請する。

21. UNAMID、国際連合アビエイ暫定治安部隊（UNISFA）および国際連合南スーダン共和国使節団（UNMISS）を含む、同地域における国連ミッション間の緊密な調整を促し、そして事務総長に対し、効果的なミッション間の協力を確保することを要請する。

22. UNAMID、UNMISS、MONUSCO、MINUSCA および神の抵抗軍のものを含む地域的脅威に対処する関連する地域的および国際的なパートナーの間の協力および情報共有の重要性を強調し、そしてこれに関連して協力した情報を共有するため、既存の能力の範囲内でまたその職務権限に適合して、UNAMID に対する安保理の勧奨を想起する。

23. 難民および国内避難民についての威厳のあるまた永続的な解決を達成することの、またこれらの解決の計画立案および管理にその完全な参加を確保することの重要性を強調し、ダルフルールにおける全ての当事者が、難民および国内避難民の自発的な、情報に基づく、安全で、威厳のあるそして持続可能な帰還、または、適当と認められる場合に、彼らの地方への統合を認めることに資する条件を創り出すことを要求し、これに関連してこれらの帰還が自発的であり本質的に情報に基づくものであるという程度を検証する制度の設立の必要性を強調し、そしてダルフルールにおける永続的な解決の実現のための土地問題に対処することの重要性を強調する。

24. 紛争の当事者が、性的およびジェンダーに基づくあらゆる暴力行為を直ちに止めそして決議 2106（2013）に従って、性的暴力と闘う具体的なまた期限を定めて公約を行いそして履行することを要求し、政府に対し、国際連合およびアフリカ連合の支援を得て、それを通して紛争関連性的暴力が包括的に対処されるはっきりした枠組を策定すること、そして性的暴力の生存者のためのサービスの提供に対するアクセスを認めることを促し、UNAMID に対し、性的およびジェンダーに基づく暴力並びに女性保護助言者の迅速な開発を通したものを含んで、それと闘うために取られた行動についてのその報告を強化することを要請し、事務総長に対し、決議 1325（2000）の関連規定と女性、平和および安全に関するその後の諸決議が、女性の市民社会組織を含む、和平プロセスのあらゆる段階の期間中、とりわけ紛争解決、紛争後の計画立案および平和構築において、女性の完全且つ効果的な参加を支援することを含んで、履行されることを確保すること、また安保理への彼の報告においてこれについての情報を含めることを要請し、そして UNAMID に対し、これらの任務の実施を監督しそして評価することを更に要請した事務総長に対し安保理への彼の報告の中にこのことについての情報を含めることを要請

する。

25. 紛争の当事者が、子どもに対するあらゆる違反や侵害を直ちに止め、そして適用可能な国際法に違反した子どもの勧誘と使用を終わらせまた防止する具体的なまた期限を定めた行動計画を策定しそして実施することを要求し、そして事務総長に対し、次のことを確保することを要請する。

(a) ダルフールにおける子どもの状況について継続して監視することおよび報告すること；そして

(b) 決議 1612 (2005) および子どもと武力紛争に関するその後の諸決議に従って、上記行動計画の策定および実施に向けた紛争当事者との継続した対話。

26. 自らの職務権限を実施することにおける各国連平和維持活動のミッションの進展の安全保障理事会による定期的な再検討の重要性を強調し、そして AU と緊密に協議して、そして全ての関連する当事者の見通しを求めつつ UNAMID の再検討の履行の分析を実施するという事務総長に対する安保理の要請を想起し、これに関連して、決議 2173 の第 7 項において安全保障理事会により要請されたような、その出口戦略を含む、UNAMID の将来について勧告を行う事務総長の取組に留意し、UNAMID の長期計画は、2012 年 10 月 16 日の事務総長報告書 (S/2012/771) において規定されそして 2014 年 2 月 25 日 (S/2014/138) と 2014 年 4 月 15 日 (S/2014/279) (添付文書 A) の彼の報告書においてその後改良されたミッションの達成条件に向けた進展に基づくべきであることに同意し、事務総長が、2015 年 5 月 26 日の彼の報告書 (S/2015/378) において、ダルフールにおける敵対行為の停止と共に始まる、ダルフールにおける政治的解決および政府と非署名武装運動との間の直接対話は、ダルフールにおける平和を再確立することに不可欠でありまたこれらの達成条件の達成にとって基本であることを強調したことに留意する。

27. 特にミッションの達成条件に従ったまた決議 2173 の第 7 項に対応した出口戦略を策定する合同作業部会の枠組における国連、AU およびスーダン政府の間の協議に留意し、これに関連した AU、国連およびスーダン政府の間の協議の早期再開を求め、合同作業部会の合意された勧告に基礎を置いているものを含む、事務総長の勧告に期待し、また適当な時に事務総長の勧告を審議することに取りかかる。

28. 事務総長に対し、UNAMID に関する本決議の採択後 90 日毎に、以下について安保理に報告することを要請する。

(i) 誰が行ったものかにかかわらず、文民に対する暴力や攻撃の出来事についての詳細な報告を含む、ダルフルールにおける政治的、人道的および治安状況についての情報。

(ii) UNAMID に対する攻撃または攻撃の脅威に関するものを含む、部隊の地位協定の違反、並びに紛争のあらゆる当事者により行われた国際人道法の違反についての情報。

(iii) UNAMID の戦略的優先事項および達成条件の達成に向けた発展および進展。

(iv) UNAMID の再検討において特定された UNAMID が直面している課題に対処することにおける発展および進展。

(v) そして本決議の実施に関するもの。

29. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

添付文書A：2014年4月15日の事務総長報告書（S/2014/279）の添付文書1に規定された UNAMID の達成条件

達成条件1：ドーハ・ダルフルール和平文書を基礎とする政府と非署名武装運動との間の仲介を通じた包括的な和平プロセス

進展のための要件は、紛争に対する交渉による包括的な政治的解決に達するためまたその完全且つ時宜を得た実施を遵守するスーダン政府と非署名運動によってなされた公約、そして和平プロセスにおいて、ダルフルールに関する、女性を含む、一般住民の見解を反映することを求める信頼に足るダルフルールに基盤を置く国内の対話と協議、を含むものである。

指標

ハイレベルな仲介

- ・政府および非署名運動は、ドーハ・ダルフルール和平文書の文脈の範囲内でダルフルール紛争の全てを含む包括的な解決についてのダルフルール担当アフリカ連合・国際連合同主任仲介者が仲介する直接交渉に入る。
- ・署名当事者は、国際的な協力機関の支援を得て、ドーハ・ダルフルール和平文書の規定を実施する。そのことは、ダルフルールにおける紛争の根本原因に対処する本質を持ち続けている。
- ・政府および非署名運動は、包括的で全てを含む敵対行為の停止を締結し遵守する。
- ・ダルフルール和平プロセスの成果は、アフリカ連合と国際連合のダルフルール和平過程の促進のための枠組において規定されたように、スーダンに対するアフリカ連合ハイレベル履行パネルが支援した国の憲法過程に反映される。

ダルフルールに基盤を置く国内の対話と協議

- ・ダルフルールに基盤を置く国内の対話と協議は、ダルフルール国際連合・アフリカ連合同ミッション（UNAMID）が監視する、ダルフルールの人の偏りのない代表と参加者の人権に対する尊重を確保する包括的で透明性のある環境において行われる。

- ・ダルフルールに基盤を置く国内対話と協議の成果は、ダルフルールにおける平和と安定を促進しまた定着させるやり方で広く普及されまた実施される。
- ・スーダン政府と連携した機能的なダルフルール地域当局が、ドーハ・ダルフルール和平文書の実施を監視する。

## 達成条件 2：文民の保護および妨害のない人道的アクセス並びに人道要員の安全と防護

進展のための要件は、敵対行為を停止しそして停戦と治安取極を尊重しまた実施する、政府軍、非署名運動および紛争の当事者を含む、紛争当事者の示された公約；文民を保護する（あるいは人権を促進し／尊重する）措置を実施する紛争当事者の示された公約；制限されていない人道的アクセスを認める紛争当事者の示された公約；国内避難民および難民の安全な、自発的なそして持続可能な帰還、社会復帰または再定住を促進する地方の関係者の意思；TCC/PCC の能力および装備の改善；人道活動に対する国際的な資金供与者の共同体による支援、そして適当と認められる場合に、早期の再建と復興；人道援助の提供および人道要員の安全と防護の促進に関する UNAMID と人道関係者との間の改善された調整；そして人権を促進しまた保護するその治安、司法および刑事機関の能力を改善する国のまた地方のレベルでのスーダン政府の公約を含むものである。

## 指標

### 物理的暴力の差し迫った脅威からの文民の保護

- ・物理的暴力の差し迫った脅威に直面している文民は、UNAMID により保護される。
- ・物理的攻撃の危険にある文民、とりわけ女性と子どもは、UNAMID の保護の下で安全且つ確実に生計活動を実行する。
- ・文民は、極端な場合（例えば人道関係者が支援できない時）、医療施設への搬送を含む、UNAMID からの緊急医療援助を受ける。

## 保護環境

- ・国内避難民のためのキャンプや暫定的な居留地の範囲内で、（重大な犯罪または暴力的な紛争の

ないことにより示されたような) 文民のための安全および安定。

- ・国内避難民のためのキャンプやとりわけキャンプに隣接した地区における暫定的な居留地の外の地区で、(重大な犯罪または暴力的な紛争のないことにより示されたような) 文民のための安全および安定。
- ・文民に対する暴力的な犯罪の数を減らすこと。
- ・UNAMID により記録されたように、性的およびジェンダーに基づく暴力の出来事を含む、人権侵害を減らすこと。
- ・紛争の当事者による子ども兵士の勧誘を減らすこと。
- ・専門的な、民主的な政策および法執行のための持続可能な基礎の策定を通じたものを含む、市民的および政治的権利の保護のための改善された環境。
- ・UNAMID により監視された裁判は、公正でありそして国際的な法的基準および慣行に従っている。
- ・武器および武装関係者が広く行き渡っていることが、ドーハ・ダルフルール和平文書の規定に従って戦闘員の武装解除、動員解除および社会復帰を通して、減っている。
- ・不発弾により与えられた文民に対する脅威は、特に、そのような物質の安全な処分を通してまた危険啓発教育を通して、対処されている。

安全な、時宜を得たまた妨害のない人道的アクセスおよび人道要員に対する安全および防護

- ・UNAMID の保護およびその他の支援を要請している人道関係者は、安全な、時宜を得たまた妨害のないやり方で、活動(例:特に援助の提供や分配および必要性の評価)を実施することができる。
- ・人道関係者およびその財産は、とりわけ UNAMID の保護が提供されている場合、安全で守られている。
- ・紛争の当事者は、女性、男性および子どもに対する性的暴力のあらゆる行為と闘いそして子ども兵士の勧誘と使用に終止符を打つという、自らの公約と国際的義務を果たす。

達成条件3: 仲介および国際連合国別現地チームと協力して、その根本原因に対処する措置を通じた地域社会の紛争の予防または緩和

進展のための要件は、共同体間の紛争を平和的に解決することにおいて建設的な役割を果たす当局および伝統的な共同体の指導者によってなされたやる気；仲介努力を促進する UNAMID に対するアクセスの提供；強化された伝統的な紛争解決手続およびそれについてのより一層の尊重；共同体間の紛争の根本原因に対処する和解協定に措置を含めること；共同体間の衝突を予防することまたは解決することに関する自らの責任を遂行する当局とその他の当事者によってなされたやる気；そして天然資源、再建および復興に関する根本原因に対処する措置を可能にする国際連合国別現地チームに対するアクセスの提供を含むものである。

## 指標

- ・とりわけ移住する季節の前とその期間中の、平和的な共存および天然資源に対する共有したアクセスについての牧畜家と農業家の共同体の間の対話。
- ・暴力的な共同体間の紛争を予防しまたは解決する、UNAMID により促進された、当局および伝統的な共同体の仲介者による介入。
- ・暴力的な共同体間の紛争に対する地方の解決についての争っている当事者間の対話。
- ・争っている当事者は、暴力的な共同体間の紛争を解決する地域的な合意に加わりまた遵守する。
- ・共同体間の紛争をもたらず新しい移送と共同体間の紛争の出来事の数減らすこと。
- ・国家人権委員会、ダルフル特別裁判所および真実和解委員会を含む、移行期司法制度が確立されそして国際的な人権基準と最善の慣行に従って稼働している。
- ・真実、正義および救済に対する被害者の権利を高めることを目的とした措置の採用を通じた正義への改善されたアクセス。